

第4回 小牧市総合計画審議会 議事録

日 時	平成 25 年 11 月 8 日（金） 14 時 05 分～16 時 00 分	
場 所	小牧市役所東庁舎 5 階 大会議室	
出席者	【委員】（名簿順） 伊藤 敬一 小牧市教育委員会委員 稲垣 喜久治 （社福）小牧市社会福祉協議会会長 落合 勝之 小牧市区長会連合副会長 関戸 美恵子 小牧市小中学校 PTA 連絡協議会母親委員長 林 和子 小牧市女性の会副会長 速水 昭典 小牧商工会議所専務理事 室井 勝吉 （特非）こまき市民活動ネットワーク副代表理事 後藤 久貴 公認会計士 萩原 聡央 名古屋経済大学法学部准教授 宮脇 淳 北海道大学公共政策大学院教授 白鳥 洋子 名古屋造形大学造形学部准教授 上坂 敏夫 行政改革推進委員会委員 長田 稔公 行政改革推進委員会委員 安藤 里恵 一般公募者 原 正行 一般公募者 板東 益子 一般公募者 肥田野 良政 一般公募者 船橋 智子 一般公募者 【事務局】 伊藤 武志 総務部次長 神戸 徹 市民産業部次長 廣畑 英治 健康福祉部次長 櫻井 淳良 環境交通部次長 平岡 健一 都市建設部次長 園田 條元 都市建設部次長 波多野 直人 上下水道部次長 水野 良夫 教育委員会事務局次長 舟橋 泉 教育委員会事務局次長 永井 新一 市民病院事務局次長 長谷川 武 副消防長 稲山 昌敏 消防署長 松岡 和宏 市長公室長 小塚 智也 市長公室次長 鵜飼 達市 市長公室 市政戦略課長 舟橋 朋昭 市長公室 市政戦略課 市政戦略係長	
欠席者	岡本 憲明 連合愛知尾張中地域協議会副代表 中野 康孝 （一社）小牧青年会議所理事長	
傍聴者	17 名	

配付資料	資料 1-1	第 6 次小牧市総合計画新基本計画（案）（修正案） （Ⅰ安全・環境、Ⅴ産業・交流、Ⅵ都市基盤）
	資料 1-2	第 6 次小牧市総合計画新基本計画（案）（修正案） （Ⅱ保険・福祉、Ⅲ教育・子育て、Ⅳ文化・スポーツ） （事前配布資料）
		第 6 次小牧市総合計画新基本計画（案）（Ⅶ自治体経営）
		基本計画に関していただいたご意見・ご提案及び市の考え方一覧（10 月 22 日開催分）

内容

1 開会

- ・ 市政戦略課長よりあいさつが行われた。

2 市民憲章唱和

- ・ 市民憲章が唱和された。

3 会長あいさつ

- ・ 宮脇会長よりあいさつが行われた。

4 議事

（1）各部会検討内容について

- ・ 宮脇会長：まず議事の 1 でございます。各部会の検討内容についてでございます。それぞれの部会での審議結果を部会長よりご報告をいただきたいと思います。各部会では、それぞれ 2 回にわたりまして大変活発な審議をしていただいたと伺っております。審議内容を全てご報告いただくということは時間的にも支障があるかと思いますので、各部会長にはポイントを絞っていただいて、担当の基本施策ごとに、部会の結論である修正点等を中心にご報告をいただきたいと思います。部会長からの報告の後、部会報告に対して委員の皆さまからご意見等をいただき、それぞれの部会の検討結果についてご了承いただきたいと思います。ただ、第 1 回の審議会におきましてすでにご確認をいただいておりますように、この審議会では、今も申し上げましたように部会方式を採っております。従いまして、部会で審議されました検討結果につきましては、最大限尊重するというのが基本的な姿勢になろうかと思います。従いまして、部会での審議結果につきましてはご確認いただくということを基本にしながら、意見等をいただければと思っております。部会ごとに、これから部会長からの報告、そして意見交換、了承という流れの中で進めてまいりたいと思います。
- ・ それでは大変恐縮ですが、第一部会の後藤部会長よりまずご報告を、お願い致します。
- ・ 後藤部会長：それでは、第一部会の報告を私、後藤からさせていただきます。その前に、まず前回の審議のご意見、提案に対する市の考え方です。そちらについては事前に各委員にお知らせいただいているところで、内容はある程度説明を受け、了解いただいているようですので、ここでは前回のときのように、第 1 回の意見等に対する市の対応、考え方を説明することは時間の都合上、省略させていただきますので、お願い致します。
- ・ では、2 回の部会での審議内容の報告に入りたいと思います。第 1 部会は 10 月 4 日、それから 22 日の午前中に開かせていただいております。第 1 部会では安全環境の 5 つの施策、それ

から産業交流の3つの施策、それから都市基盤の8つの施策の合計16の施策について審議させていただきました。委員の皆さまには大変熱心にご議論いただきまして、本当にありがたいと思っております。

- それでは、各基本施策ひとつひとつの検討結果について、簡単にですがご報告させていただきます。まず、審議に当たりまして、3つのポイントに留意して審議を致しました。まず1つ目のポイントが、施策の目的と手段です。それが本当に明確になっているか。それから2つ目のポイントは、新基本計画で設定された指標について、目的と手段の整合が取れているか。要は整合性ですね。指標が本当に合っているものなのかという点です。それから最後、3つ目のポイントですが、目的の達成状況が測れる指標がきちんと置かれているかどうかです。目的と手段の明確化、それから指標との整合性、それから指標の妥当性といえますか、達成状況が測れる指標かどうか。その3つのポイントについて留意して議論しました。
- これらに留意して審議を行いました結果について、今日配られました資料1-1の第6次小牧市総合計画新基本計画（案）（修正案）でご説明させていただきます。お手元には1-1の資料をご用意ください。あと、ご説明させていただく内容の他に修正もありますが、そこにつきましては字句の修正ですとか、目的と手段を明確化、多少文章を変えて分かりやすくしたというところの修正になりますので、そこまでご説明することは省かせていただきます。あらかじめご了解いただきますよう、よろしくお願い致します。
- それから、まず文章全体を通じて、一つ文言を変えていただきました。それは、「させる」という言葉です。「何々をさせる」、そういう表現が、上から目線ではありませんが、市民の皆さんに対しても「何々させる」とも読めるところがありましたので、そこについては「高めます」としました。「意識を高めさせる」というのは、「向上させる」という言い方でしたら「意識を高めます」という言い方に換えて、行政からの、上からの目線での記述は全体的に修正していただいております。あとは、目的と手段が明確になっていないところがあったため、こちらもしっかりともう一度読み直していただいて、全体を精査、修正していただいております。
- では、個別の施策に入っていきたいと思います。まずは安全環境をご覧ください。基本施策1の防災です。まず安全環境の1ページをご覧ください。はじめに、小牧市の特性である昼間人口が多いことを考慮すべきという意見が出ました。これにつきましては、現況と課題に、昼間人口が多く、災害時等の帰宅困難者への支援が重要な課題になっている旨を追加しております。
- それから下段でございます。基本施策の指標につきましては、もともとは「災害による死者数」でしたが、こちらに代えて、1年前と比較して災害に強いまちと思う市民の割合ということで修正しております。
- 続きまして、基本施策2の生活安全ですが、4ページまで進んでください。こちらの生活安全につきましては、防犯に関して、反社会勢力への対応の記述が必要との意見がありました。ですので、展開方向1の手段②として新たに反社会勢力を含む犯罪企図者に対する取り組みを追記しております。
- それから5ページをご覧ください。展開方向3の手段を具体的にしたいとの意見がありましたので、具体的な手段を3つ追記しております。手段のところに具体的なものを3つ織り込んでおりますので、ご確認ください。
- 続きまして、基本施策3の消防救急です。6ページをご覧ください。展開方向です。基本施策に対する展開方向が類似しているものが見られましたので整理してはどうかという意見がありました。そこで、展開方向1と3を統合して、展開方向を3つに整理しております。その結果を反映して、7ページから9ページの内容も1と3は統合して内容を修正しております。

ので、ご確認ください。

- 続きまして、基本施策 4 の環境です。安全環境 10 ページ。こちらにつきましては、特に部会として修正するものはないという結論になりましたので、原案のままで了承致しました。
- 続きまして、基本施策 5 のごみ対策です。15 ページをご覧ください。こちらの下の方の展開方向 4 の手段①が誤解をされやすい記述ではないかという意見がありましたので、手段を①と②の 2 つに分けて記述しております。
- 駆け足ですが、1 の安全環境については以上でございます。
- 続きまして、1 枚めくっていただいて産業交流をご覧ください。基本施策 18 のシティプロモーションです。めくっていただいて、こちらの 2 ページです。展開方向のところの手段に少しあいまいな記述が多いのではないかという意見が出ましたので、まず真ん中から上の展開方向 1 の手段②、それから下の方の展開方向 2 の手段②。それから、1 枚めくって 3 ページの展開方向 3 の手段①にそれぞれ具体例などを追記してもらって、分かりやすい表現としていただいております。
- それから 1 ページまた戻っていただいて、産業交流の 2 ページの展開方向 2 についてです。こちらにつきまして、観光については市単独だけでなく地域連携や大学を活用した取り組みも記述すべきではないかという意見がありました。ですので、展開方向の手段③と④として、大学などとの連携、それから近隣市町村などとの広域連携について追記しております。あとは名古屋コーチンを始めとする食による町おこしという視点も昨今はいろいろともてはやされています。集客力も結構あるのではないかという意見もありましたので、展開方向 2 の手段①の、多彩な地域資源として特産品というものを追記しております。以上がシティプロモーションについてです。
- 続きまして基本施策 19 の農業です。5 ページをご覧ください。小牧市の農業について記述すべきという意見があり、現況と課題の 2 項目目に小牧市の農業についての記述を追記しております。
- 続きまして 6 ページをご覧ください。小牧市がこの農業分野において目指す将来像というものなかなか見えにくかったものですから、それを明確にすべき、追記すべきという意見がありましたので、展開方向 1 の手段③として、小牧市の農産物の高付加価値化を図る記述を追記しております。
- 続いて 7 ページをご覧ください。農薬の適正使用についての記述も必要であるという意見がありましたので、展開方向 3 の手段③として、食の安全の視点から、栽培記帳（トレーサビリティ）の重要性を農業者に対し啓発する記述を追記しております。
- 続きまして、基本施策 20 の商工業です。産業交流の 9 ページをご覧ください。まず現況と課題の 1 項目目の日本政府の現状の取り組みについて記述されていますけれども、こちらについてはあえて現状を書かなくてもいいのではないかとこのところで、この記述については削除しております。
- それから、市内の既存企業に対し、小牧市の優位性を訴える記述が必要との意見がありましたので、現況と課題の 2 項目目、3 項目目、6 項目目に小牧市の特性や強みなどを追記して、商工業の発展に寄与するところを明確にしたところでもあります。
- 1 枚めくっていただきまして 10 ページをご覧ください。上段にあります指標です。基本施策の指標である先進的産業都市が、共通のイメージがわからない。言葉の聞こえはいいですけども、具体的にはどういうものかというのがなかなかイメージしにくいのではないかという意見がありましたので、この指標については削除しております。
- 続きまして 11 ページをご覧ください。上段にございます指標です。展開方向 2 の指標 2 は、将来に向かった内容となる指標が必要という意見がありましたので、新たに小牧市の産業支

援策について他市と比べ充実していると思う事業者の割合というものを指標として追記しております。産業交流については以上でございます。

- ・ 続きまして都市基盤をご覧ください。基本施策 21 の市街地整備です。まず 1 ページです。まちづくりについて、ハード・ソフト両面で連携を図り取り組むべきとの意見があり、現況と課題の 2 項目目にハード事業とソフト事業の連携の必要性を記述しております。
- ・ 2 ページをご覧ください。展開方向 1 の都市機能の強化の目的や手段について、分かりやすい記述をすべきという意見がありましたので、目的に公共交通利用者の利便性の向上や小牧駅周辺において魅力を高め、賑わいを創出する記述に修正しております。同様に、手段につきましても、鉄道駅周辺の駅前広場、道路などの整備や A 街区を始めとする小牧駅周辺を整備する記述に修正しております。
- ・ 続いて 3 ページをご覧ください。展開方向 3 の景観につきましても、目的に「美しい」や「うるおい」などの記述をすべきという意見がありましたので、目的を「親しみや緑豊かでやすらぎを感じる」に修正しています。
- ・ 続きまして 4 ページからの基本施策 22 都市交通につきましてもは原案のままで了承致しました。
- ・ 都市基盤 6 ページの基本施策 23 の道路です。6 ページをご覧ください。道路と街路樹はセットであり、街路樹について記述すべきとの意見がありましたので、現況と課題の 3 項目目に街路樹、緑化等の記述を追加しております。また、大震災発生時に橋梁の被害が生じる可能性があるため、現況と課題に記述すべきとの意見がありましたので、現況と課題の 4 項目目と 5 項目目に橋梁の記述を追加しております。
- ・ 続きまして 8 ページの上水道です。上水道につきましてもは、健全な経営の視点について現況と課題に記述すべきとの意見がありましたので、現況と課題の 4 項目目に安定経営に向けた記述を追記しております。
- ・ 続きまして 25 の下水道です。10 ページをご覧ください。現況と課題に不明水について記述すべきとの意見があり、2 項目目にその記述を追記しております。
- ・ 続きまして 12 ページをご覧ください。河川、水路です。いろいろと整備は進めている中で、ただ、昨今のゲリラ豪雨等の気象状況、天候を考えてみますと、河川改修しても対応しきれないことを課題に記述すべきとの意見がありました。ですので、現況と課題に整備基準を超える雨量であり、従来の河川整備では対応が難しい記述、そういうこともあるということを追記しています。
- ・ 続きまして、基本施策 27 の公園緑地、緑道です。14 ページをご覧ください。こちらにつきましてもは、原案どおりで修正すべき点はないということでしたので、原案のままで了承致しました。
- ・ では最後の基本施策 28 の住宅です。17 ページをご覧ください。こちらでは、環境についての視点を記述すべきではないかという意見が出ましたので、現況と課題の 3 項目目に環境に配慮したという記述を追記しております。
- ・ 簡単ではございますが、以上、第 1 部会からの報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- ・ 宮脇会長：はい。ありがとうございました。ただ今、第 1 部会の後藤部会長より審議結果についてご報告をいただきました。部会が承認した、了承した内容につきまして、特に修正点を中心にご説明をいただきました。ここから、この第 1 部会につきまして、委員の皆さまからご意見等がございましたらいただきたいと思います。挙手の上、ご発言をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。いかがでしょうか。確認をしておきたいとい

うことがありましたら、ご発言をお願い致します。特にございませんでしょうか。

- ・ 後藤部会長：ひとつわたしから代表してよろしいでしょうか。
- ・ 宮脇会長：どうぞ。
- ・ 後藤部会長：私、代表してですが、一応、市長の戦略編を案という形で第 2 回目に示してはいただいたのですが、最終版というものを今、見ていない状況で個別だけの論点で委員の皆さんにいろいろと審議していただいた結果がこれなのですけれども、もしその市長戦略編というものが確固たるものになって示されたときに、それとの整合性というのでしょうか。各基本施策がその市長戦略編に本当に沿っているのかどうか。もしかしたら少しずれたところがあるのではないかというのが出たときには、そういう場合はどのようにしたらいいのでしょうか。
- ・ 宮脇会長：これは、まず、今回、各部会でご審議をいただいて了承していただいております。今回の小牧市の計画というのは大きく分けますと 2 階構造になっているわけです。今回、委員の皆さまに審議していただいた、部会ごとに審議していただいたものは、われわれで言いますと施策ですとか事務事業と言われる部分で、行政が中心になってルーティンの、いつも恒常的に行われる部分、あるいは今回の計画期間中に重要だと思われる部分について行政の考え方を示し、皆さんにご審議をいただいたというものです。これについて、委員の皆さまからご了解を得たということになりますと、来週予定されますけれども、市長から市長としての、政治家としてのこの小牧市に対する方向性といったものが出されるわけですが、われわれとしては、やはりわれわれが了承したもの、この部会、そして総会で了承したものをベースに、市長の政治家としてのその戦略。こことこの部分について、われわれの考え方とどういう相違点があるのか。そして、そういうところをきちんとチェックをしていくというのでしょうか。そういうことになりますので、今、お話がありましたように、市長の戦略編にただ単純に合わせるということではなくて、われわれとしての考え方をきちんと示した上で、最終的にこの内容を決定するのは市側でございます。市長、それから市でございますので、われわれとしてはわれわれの考え方できちんとまとめた上で、それを市長の戦略編にぶつけてみるという、そういう姿勢だと思います。ですから、市長から出てきたものをそのまま、例えばこの辺が不足していたという形で、そのまま受け取ってここで何かをするという話ではなくて、われわれとして検証していくというのが基本的な姿勢ではないかと思っています。
- ・ 今ございましたように、市長戦略編がまだ完全に出てきていませんので、これにつきましては次回、ここの審議会の中で委員の皆さんにご審議いただくということになろうかと思えます。ありがとうございます。どうぞ、ご意見ございましたら、お願い致します。
- ・ 上坂委員：今の件で、市長は二元代表制で市民から選ばれたのですね。そうすると、それは当然マニフェストになってくるわけです。そのマニフェストはこの市長の戦略編の案が示されていると思います。そうすると、こちらのほうは部会、総会で決定されるということで、それをぶつけて相互的にやるということですが、市長が出て来ないと分かりません。再来年の 2 月は選挙です。そうすると、今、中間で、次回のマニフェストにどれを載せたらいいかということを恐らく市長は今一生懸命考えているのです。そうすると、市長が自分の考えていることをどうしてもやりたい。これは、こちらから来たのと違うという場合、多分、その

辺が非常に難しいところになると思うのですが、その辺は会長さんとしてどのようにご覧になっていますか。

- ・ 宮脇会長：先ほど申し上げましたように、最終的な決定権というのは市側にありますので、今ご指摘のように、二元代表制であることは間違いありません。われわれは、ほとんどの皆さんが市民でいらっしゃるわけですが、その代表制を補完する意味で直接的にここに参加いただいております。ですから、われわれとしてはその意思というのをきちんと伝え、最終的にはこれは市長のものの行政、それから、議会で最終的に決定していただくということになりますので、市長のマニフェストの思いというのは政治家としてきちんと作っていただくということで、われわれとの違いがあるとすれば、それについてわれわれも説明しますし、市長もご説明いただくというのが基本的な姿勢ではないかと思います。
- ・ はい、どうぞ。
- ・ 稲垣委員：今の関連ですけれども、前回、市長戦略編の重点事業（案）というのが出されておりますけれども、では、これはどういう意味で配布されておるか、教えてください。
- ・ 宮脇会長：配布をされていることの理由ですか。
- ・ 稲垣委員：いいえ。今はまだ訂正して、これにまだ肉付けされて今度ということなのか、その辺のことです。
- ・ 宮脇会長：そこは、私は答える立場にないのですが、われわれが審議できるような内容で市長がお出しくださると期待を致しております。
- ・ 補完をするとすれば、これは事務局も分からないと思いますので、来週の金曜日に開催されるわけですが、それまでに委員の皆さんが一度お目通しいただける時間を確保しつつ、市長からは戦略編が提出されると私は思っております。それについて、今ご指摘がございましたように、委員の皆さまが一度お目通しいただきまして、それで、今のご指摘のように、われわれの審議に資するものかどうか、あるいは耐えられるものであるかどうかというのを、市長もご出席くださいますので、そこできちんとご議論いただくというのが、今の段階で私が申し上げられる内容ということになります。
- ・ 部会のほうの内容についてはいかがでしょうか。はい、どうぞ。
- ・ 落合委員：意見です。意見は、ほとんど修正されていますし、きちんとした報告だったと思います。
- ・ 宮脇会長：はい。ありがとうございます。それでは、今、後藤部会長からいただきましたご報告の内容につきまして、第 1 部会の検討結果に基づく修正内容については、この総会としてご了承いただくということでよろしいでしょうか。
- ・ 一同：はい。
- ・ 宮脇会長：はい。ありがとうございます。それでは続きまして第 2 部会の萩原部会長より部会の検討結果につきましてご報告をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

- ・ 萩原部会長：それでは、第 2 部会についてです。審議内容についてご報告申し上げる前に、前回の審議会でのご意見およびご提案に対する市の考え方についてであります。こちらにつきましては後藤部会長から説明したとおりでありますので、よろしくお願い致します。それでは審議内容のご報告に入りたいと思います。当部会においても第 1 部会同様、10 月 4 日、10 月 22 日に開かせていただきました。第 2 部会では保健福祉の 6 つの施策、教育・子育ての 2 つの施策、文化・スポーツの 4 つの施策の合計 12 の施策を審議させていただきました。委員の皆さまには大変熱心にご議論、ご検討をいただきました。それでは、各基本施策ひとつひとつの検討について報告をさせていただきます。審議に当たりまして、第 1 部会同様、施策の目的・手段が明確かどうか、設定された指標の妥当性などについて留意致しました。これらに留意して審議を行いました結果については、資料 1-2 の第 6 次小牧市総合計画新基本計画（案）（修正案）でご説明させていただきます。それぞれの施策の順番で、簡単に説明させていただきたいと思います。なお、ご説明させていただく修正内容以外の修正につきましては、事務局からの字句の修正や目的と手段を明確化したことによる修正になりますので、あらかじめご了解いただきますよう、お願い致します。
- ・ それでは、早速説明に入ります。資料 1-2 の保健福祉をご覧ください。基本施策 6 の健康づくりです。2 ページをご覧ください。上段の基本施策の指標の 2 つ目であります。5 年で成果が分かるような指標を設定すべきとの意見があり、健康づくりに取り組んでいる人の割合を指標として取り出しました。3 ページをご覧ください。上段にございます展開方向 1 の指標 2、心についての指標を設定すべきとの意見があり、新たに「自分自身を好きと言える市民の割合」を追記しております。展開方向 2 の手段①の記述を具体的にすべきとの意見があり、検診や相談、教室など、具体例を追記しております。下段にあります展開方向 2 の指標の一番下。「自分自身を好きと言える人の割合」を中学生のみでなく、小学生も対象とすべきとの意見があり、小学生も対象とするよう修正しております。
- ・ 続きまして、基本施策 7 の地域医療です。4 ページをご覧ください。緩和ケア病棟について記述すべきとの意見があり、現況と課題の 2 項目を修正し、緩和ケア病棟についての記述を追記しております。
- ・ 続きまして基本施策 2 の高齢者福祉です。8 ページをご覧ください。展開方向 1 の指標、シルバー人材センター会員数ではなく、活動数などを設定すべきとの意見があり、シルバー人材センター会員数に代え、シルバー人材センター会員の就業率を指標として追記しております。9 ページをご覧ください。展開方向 2 の指標、認知症、見守りネットワーク会員数に加えて、活動成果が測れる指標を設定すべきとの意見があり、認知症サポーター養成講座受講者数を指標として追記しております。
- ・ 続きまして、基本施策 9 の障がい者(児)福祉です。11 ページをご覧ください。下段にございます展開方向 2 の指標。小牧市雇用促進奨励金支給対象者数は、市民の数より企業の数とすべきとの意見があり、新たに小牧市雇用促進奨励金支給企業数を指標として追記しております。
- ・ 続いて、基本施策 10 の地域福祉です。13 ページをご覧ください。高齢者と地域福祉が密接に関係していることを明確にすべきとの意見があり、現況と課題の 2 項目目にその関係を追記しております。
- ・ 続いて、基本施策 11 の保険・福祉医療です。16 ページをご覧ください。国民健康保険税の税率改正と歳出削減について記述すべきとの意見があり、現況と課題の 2 項目目に特定健診や後発医薬品の使用促進、保険税率の見直しなどの歳出抑制や自主財源確保に向けた取り組みについて、追記しております。
- ・ 17 ページをご覧ください。展開方向 1 の目的の 1 項目目は当たり前のことが記述してあり不

要ではないかとの意見があり、この記述については修正しております。また、手段④に疾病予防などの保健事業と、後発医薬品の使用促進についての取り組みを追記しております。

- 18 ページをご覧ください。下段にございます展開方向 3 の指標に、社会的、経済的に弱い立場の人について指標を設定すべきとの意見があり、指標として、子ども、障がい者、母子・父子家庭、寝たきり高齢者等に関して、公費医療負担制度があることを知っている割合を追記しております。2 の保健福祉については以上です。
- 続きまして 3.教育・子育てをご覧ください。まず基本施策 12 の学校教育です。1 ページをご覧ください。基本施策の目的が分かりにくいとの意見があり、施策の目的を「学校、家庭、地域との連携協力のもと、知、徳、体の調和のとれた人格形成を目指します」と。「社会において自立して生きていくための基礎的な力を養います」に修正しております。2 ページ目をご覧ください。上段にございます基本施策の目的の達成度を測る指標を、学校が楽しいと感じる子どもの割合以外にも設定すべきとの意見があり、指標に、子どもが学校へ元気に通い学校で楽しく過ごしていると感じる保護者の割合を追記しております。展開方向 2 の学校給食で、安全性確保のための取り組みを記述すべきとの意見があり、手段③として、衛生管理の徹底や食物アレルギーへの対応などを追記しております。
- 続いて基本施策 13 の子育て支援です。7 ページをご覧ください。子どもが安心して遊べるための支援について追記すべきとの意見があり、展開方向 2 の手段②に遊べる場の提供について追記しております。3 の教育・子育てについては以上です。
- 続きまして 4.文化・スポーツをご覧ください。基本施策 14 のスポーツです。まず 2 ページ目ですが、展開方向 1 の手段①を具体的に記述すべきとの意見があり、スポーツ大会の開催やスポーツ教室など具体例を挙げて修正しております。上段にございます展開方向 1 の指標、体育協会の加入者数は体育協会が設定する指標でありますので、市の設定としてはいかがであらうかという意見がありまして、体育協会の加入者数は指標から削除しております。下段にございます展開方向 2 の指標の施設ごとの利用者満足度の把握の仕方が不明確との意見があり、主要な三つの施策の満足度を施設ごとに設定しております。
- 続いて基本施策 15.文化振興です。3 ページをご覧ください。小牧山の整備について、駐車場や道路整備なども含めた視点での取り組みが必要との意見があり、現況と課題の 4 項目目に小牧山の整備関係について追記しております。
- 続いて基本施策 16 の生涯学習です。7 ページをご覧ください。下段にございます展開方向 1 の指標。市民講座を受講したことがある市民の割合を、市民講座受講者数とすべきとの意見があり、指標を市民講座受講者数に修正しております。
- 続いて 8 ページをご覧ください。展開方向 3 の新図書館建設についての記述が分かりにくいとの意見があり、手段の②を修正しております。併せて、目的に対応する手段として④を追記しております。下段にございます展開方向 3 の指標、図書館の 1 日当たりの貸し出し利用者数を市民 1 人当たりの図書等の年間貸出冊数と修正しております。
- 続いて基本施策 17 の男女共同参画です。11 ページをご覧ください。女性だけでなく男性の視点を記述すべきとの意見があり、展開方向 1 の手段④として、新たに男性の視点での記述を追記しております。
- 以上、第 2 部会からの報告を終わりにします。
- 宮脇会長：はい。ありがとうございました。第 2 部会のご報告をいただきました。第 1 部会同様に、まずは委員の皆さまからご意見をいただきまして、その後、了承いただくという流れにしたいと思います。それではご意見のおありの方は挙手にてご発言をいただければと思います。よろしくお願い致します。

- ・ 速水委員：よろしいでしょうか。
- ・ 宮脇会長：お願いします。
- ・ 速水委員：基本施策 9.障がい者福祉に関してですが、これの展開方向 2「自立に向けた就労、社会参加を支援します」という項目があります。これの目的の二つ目「就労機会の拡大や職場定着を図ります」とありまして、手段として「就労や社会参加の支援を進める」、二つ目に「福祉的就労の工賃アップのための障がい者支援施設等からの物品やサービス調達を進めます」とこうあるわけですが、ご存じのように障がい者の雇用率、各企業に求められる雇用率というのは 1.8 パーセントから 2 パーセントに向上します。これで企業としては非常にその障がい者の就労職場というか、この対策でかなりいろいろな努力をしているわけです。そういった企業がそういう職場を確保するための支援策というのも何らか考えられないのかと。質問というか、ある意味ではお願いに近い部分もあるのですが、そういう努力なしで、就労機会というのは増えていかないと思うのです。そのときの行政として、どういうお考えで、どういう支援を、もうやらないというのか、何か考えてみるというのか、これを少し教えてください。
- ・ 宮脇会長：はい。まず障がい者の雇用、今のようなご指摘というのは第 2 部会のところではご議論があったのでしょうか。
- ・ 萩原部会長：いいえ、なかったと思います。
- ・ 宮脇会長：はい、分かりました。そうしましたら、行政側から今のご指摘に対して何かご説明、ご意見はございますでしょうか。
- ・ 健康福祉次長：失礼します。ご意見、ありがとうございます。今、市として直接企業さんに御支援していることはございません。その辺の資料を持って来ていないので、また持ち帰りになるかと思います。もし市が何かやっていなくても、国や県がどうなっているのかというのは資料がありません。一度、調べさせていただきます。
- ・ 萩原部会長：すみません。恐れ入ります。先ほどの委員のご質問で、こちらのほう、確かに十分にきかれてなかった点は反省しますが、今の点、一点教えていただきたいと思います。この雇用促進奨励金そのもので、例えば障がい者の方々に対してのその雇用促進に対しては、もともとの分を削除、あるいはその部分を除いているのでしょうか。つまり、この中には企業に対して雇用促進奨励金を支給していますよね。これは、障がい者の支援とは違うのでしょうか。
- ・ 健康福祉次長：障がい者の方を雇用された場合の補助金として、例えば身体障がい者の手帳を見て、重度の方、中度の方、軽度の方で、4 万、3 万、2 万ということで雇用人数に応じた助成をしております。
- ・ 萩原部会長：ということは、ご質問の意図は、この就業機会の拡大や職場定着を図るための実質的担保があるかどうかですね。そうすると、実はこの小牧市の雇用促進奨励金そのもの

が障がい者手帳を持っておられる方に対して、これらを採用した企業に対し、人員等に応じて支給しているということならば、一応、それも担保はあるわけですね。

- ・ 健康福祉次長：はい。障がい者雇用数に応じた助成はあります。
- ・ 萩原部会長：ということは、そういう形で一応、その就労機会の拡大や職場定着というのを図られているという、今の小牧市の実情があつて、一応、実情としてはあるということで、それをさらに今後増やしていくという方向性でよろしいのでしょうか。
- ・ 速水委員：奨励金の話は分かっているわけです。要は、企業としてそういう職場の確保のために、やはりいろいろな費用の支出等が必要なわけです。そういう場合に、行政としてそういう企業の実態を把握していただいて、必要であればそういうことに対する支援策も適宜検討していただきたいというのが私の意見です。ただ単に雇ったからお金を企業に払えばいいというだけで本当に障がい者の雇用が増えるのでしょうかという逆の質問です。
- ・ 宮脇会長：これは、行政側はいかがですか。
- ・ 健康福祉次長：貴重なご意見ですので、企業さん自身に対する支援という形で、いろいろな形の支援をできるのか。今、お聞きしたばかりですので、検討していきたいと思います。
- ・ 宮脇会長：基本的に今おっしゃられたような政策の選択肢があるというのはそのとおりだと思います。その他にもいろいろな選択肢があると思うのです。障がい者の皆さんの雇用の場を確保していくということが目的であるとすれば、企業の皆さんのところにいろいろな支援策をやるという選択肢もあれば、他の選択肢もあつて、いろいろな選択肢を総比較していかなければならないという中で、部会におかれましては、この奨励金を支給している企業の数というところをまずは一つの核として設定をしていただいたということです。今もございましたように、行政のほうで今後引き続きご検討いただくということでございますし、ここで全ての選択肢をまた洗い出して比較するということもまた現状足元ではできない問題でもございますので、いかがでしょうか、引き続き検討していただいて、それをまた何らかの機会にご報告いただくというようなことにさせていただきたいと思います。
- ・ その他、ご質問、ご意見いただければと思います。
- ・ 稲垣委員：はい。
- ・ 宮脇会長：はい、お願いします。
- ・ 稲垣委員：意見です。基本施策 13 の子育て支援についてですけれども、この項目で、1 人の女性が一生に産む子どもの特殊出生率について書いてありまして、小牧市としては過去 4 年間の推計を見ますと 1.36 人、愛知県は 1.5 人ということで書いております。その次に基本施策の進捗状況のところ、合計特殊出生率ということで載っておりますけれども、これに対する手段にそれらしきものが見当たりませんので、希望ですけれども、できれば手段のところに合計特殊出生率をアップするような項目を考えていただきたいと、こんなふうに希望する意見でございます。

- ・ 宮脇会長：何か具体的に項目的なことでお考えになられている案はございますでしょうか。
- ・ 稲垣委員：今はやりの婚活とか、結婚を勧めるとか、あるいは世間にある結婚相談所とか、そういう類いのものですが、新しい何か活動があれば考えてほしいという希望です。
- ・ 宮脇会長：今、部会長のほうに確認しましたが、部会長がそういうご意見が出たと承り、行政のほうがお持ち帰りになられたとお聞きしたのですが、行政のほうで何かこの件について整理をされたところはございますでしょうか。
- ・ 市長公室次長：市長公室から答えさせていただきますが、今の稲垣委員からのご指摘は前回も受けております。合計特殊出生率があって具体的な手段がないということではありますが、今回ここに基本施策の進捗を図るための指標を置いたということは、要は子育てについて、いわゆる環境を整備することによってお子さんを産んでいかれるというような、そういったことを期待していきまして、直接的なものではないのですが、間接的に、例えば子育て支援することによって出生率を上げるということを今考えております。今、稲垣委員が言われたような、直接的な出生率を上げるといった手段というのは、私どもも考えたのですが、これは国全体もそうですし、どこの行政も頭を悩ませておる非常に難しい問題であります。取りあえずのところ、私どもとしてはこの環境整備することについての手段として考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。
- ・ 宮脇会長：よろしいでしょうか。はい、それではその他のご意見、お願いします。はい、どうぞ。
- ・ 速水委員：基本施策 15 の文化振興の中の 4 ページの下のほうに、「小牧固有の歴史文化遺産を保全・活用します」とあります。私、この歴史文化遺産という定義がいろいろあると思うのですが、本当に小牧の財産という意味合いでいくと、清流亭の藤がひとつ。それから、坪内逍遙さんがみえた常懷荘というのが久保一色にあるわけです。ここら辺が文化遺産ではないからもう対象外だというようなことで対応されないのか。せっかくそういう財産があるのに、この基本施策の展開方向で、それがカバーされるのかされないのか、しようとしているのかしていないのか、よく見えてこないのです。そこら辺は第 2 部会で議論されたのか、されていなければ行政として今後どんな方向を考えてみえるのか、これが分からないと、ただ単に「小牧固有の歴史文化遺産を保全・活用します」ということに納得できません。
- ・ 萩原部会長：ありがとうございます。その点について、議論はしておりません。実はその議論のところで、その文化財として指定されていないものが当然あり得る中で、この指標数のところを見ていただきますと、これは文化財の数を増やしていこうという、ここに収れんされるのかなど、私、勝手に想像しています。例えばそういう藤とか、あるいは清流亭とか、そういうものも入れて平成 26 年度には愛知県、市として文化財を指定していこう。その中で藤とか入っていけば、恐らくこの手段が達成されるのではないかと推察はするのですが、あとは市がどのようにお考えになるかということだと思えます。
- ・ 宮脇会長：具体的に言うと「小牧山をはじめとする」、「はじめ」の意味を教えてください。
- ・ 教育次長：今、部会長からお話ありましたように、まずは文化財として挙げられているもの

からということで考えています。

- ・ 宮脇会長：部会長のほうからその指定されているものをこれからどんどん増やしていくという、そういう指標があって、先ほどご指摘のあった清流亭とか、申し訳ありません、私は存じ上げないのですけれども、そういうところも含めて、この文言の「はじめに」というところは読み込んでいいと解釈してよろしいでしょうか。
- ・ 教育次長：はい。そのとおりです。
- ・ 宮脇会長：はい。ということは、小牧山というのを代表例として挙げて、そして先ほど部会長からありましたように、指定文化財の数を増やししながら、ここの市の固有の歴史文化遺産の充実を図っていくという読み方ということでしょうか。
- ・ 教育次長：そのように考えております。
- ・ 宮脇会長：ということは、一応、意欲はあるというふうに了解したいと思うのですけれども。
- ・ 長田委員：少しいいですか。
- ・ 宮脇会長：はい、どうぞ。
- ・ 長田委員：今言われた清流亭の藤棚。これについて、私、質問したのですが、これは県の文化財ということで、市ではタッチしないようなことを言われたので、少し心外だったのですが、そのようなことで、この「はじめ」という中に藤の棚も入るのですね。
- ・ 宮脇会長：分かりました。ありがとうございます。県の指定対象だからとか、そういうことと関係ないのです。基礎自治体として、そういうものが貴重であるということであれば、やはり声を上げていくということが必要なことですから、今、長田委員が言われたとおり、われわれとしてもこの「はじめ」の中へ全て含んでいるのだということで、ここできちんと記録に残して、それでこの計画というのを解釈すると。そういうふうにさせていただきたいと思います。その他、いかがでしょう。
- ・ 後藤部会長：第 1 部会でも、小牧山はやはり市のシンボルで、大事にしていかななくてはならないという話はものすごく出ました。今、初めてこの第 2 部会のご説明を聞いたら、やはり文化振興の中に小牧山の話ですとかが出てきているので、やはりこうやって 1 部、2 部分けた結果、そこで少し断絶したような議論になってしまっています。でも、全体を通してみると、やはり小牧山というのはひとつ大きなものなので、施策としていろいろなところに出てくるではないですか。そうすると、もし課によって、それが「これはこれ」というようにやるようですと、縦割りになるといけないので、やはり横断的に、小牧山については特にそういうふうになるかもしれないですが、「担当課はここだ、だからこれはここでやる、それはここでやる」ということにはならないようにだけお願いしたいと思います。
- ・ 宮脇会長：はい。その他、第 2 部会の討議内容についてご意見いかがでしょうか。

- ・ 室井委員：いいですか。
- ・ 宮脇会長：はい、お願いします。
- ・ 室井委員：今の関連です。今の小牧山の件について、450 年うんぬんで、せっかくいっぱい来るチャンスがあるのに、来る手段、駐車場、あとは交通含めてということ、私、第 1 部会の都市整備で質問したことが実はこの文化振興の中に答えを盛り込んでいただいています。その結果、今の僕の要望が薄まってしまっただけで困りますけど、こういった形で、今、後藤さんが言われるのはしょうがないことだとも思います。僕もこの答えを見て理解はしましたが、やはりその今の縦の話が足かせになっていると思いますので、その辺も考えて、お願いしたいと思います。
- ・ 宮脇会長：はい。ありがとうございます。今、ご指摘いただいているその施策に対する縦割りの問題なのですが、これは今日の最後になるのでしょうか、後半部分で自治体経営の部分でご議論いただくという機会がございますので、その点、よろしくお願い致します。
- ・ その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それでは、第 2 部会の検討結果に基づきます修正内容については、総会としてご了承いただいたということでよろしいでしょうか。はい。それではそのように扱わせていただきます。委員の皆さまには本当に部会、そしてこの総会を通じまして熱心にご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。お礼を申し上げます。

（２）基本計画（案）について

- ・ 宮脇会長：それでは議事の（２）基本計画（案）に移りたいと思います。ただ今、各部長から審議内容のご説明をいただきましたとおり、第 2 回、第 3 回の審議会では部会に分かれて 1 の安全環境から 6 の組織基盤の 6 分野についてご審議をいただきました。本日の検討内容は、残る自治体経営の基本施策 29 の行政サービスから、32 の財政運営までの 4 基本施策となっております。お手元の資料でご確認をいただきたいと思います。委員の皆さまには、事前に事務局より資料が送付されておりますので、これまで同様に委員の皆さまからご発言をいただきながら事務局から回答をいただくという形で進めてまいりたいと思います。また、審議につきましては、自治体経営。お手元の資料をご覧くださいまして、行政サービス、それから地域協働をいかにするか。行政サービスと地域協働というのは、これは実は密接に関係している分野でございますので、この 2 つについては一応、全体をご覧くださいましてご議論いただくと。それから、基本施策 31 の行政運営、それから基本施策 32 の財政運営。行政の運営と財政というのは密接不可分の関係にございますので、この辺をご覧くださいながら、この 2 つのブロックにいったん分けさせていただきたいと思います。もちろん、先ほどから、ご指摘ございましたように、こうやって分けてしまいますと縦割りの問題というのは当然出てまいりますので、全体として最後に見ていただくというような形で進めてまいりたいと思います。
- ・ それでは大変恐縮ですが、基本施策 29 の行政サービス、そして基本施策 30 の地域協働。この辺のところにつきまして、事前にご覧いただいていると思いますので、ご意見をいただく、あるいはご質問いただく中で審議を進めてまいりたいと思います。よろしくお願い致します。
- ・ 速水委員：すみません。

- ・ 宮脇会長：はい。
- ・ 速水委員：時間もあまりないので、まず 2 ページ目の行政サービスに関して、これを拝見させてもらいまして、2 つご指摘というか、意見を言いたいと思います。
- ・ ひとつは、この行政サービスのいいか悪いかという判断基準のひとつとして、やはりサービスがよくなかったという苦情処理を受ける体制というか、どういうふうを受け付けて、記録して、その対策をどうしたという、そういう苦情処理の体制はどうか。その件数の推移を見るとというような、そういう指標の視点がここには入っていないというのが 1 つ目です。
- ・ それから 2 つ目は、これは後の話になるかもしれませんが、3 ページの展開方向 2 の民間活力の活用ということで、これが展開方向 2 では行政サービスの向上を図るという記載なのですが、目的では、多様化・複雑化する市民ニーズや増大する業務量に対応するためと。これは少し視点がずれていると。もうひとつ言えば、その民間活力を活用した場合に、その効果ですね。それを経費で見るのか、主観で見るのか、あるいは人件費で見るのか。そういった視点がやはり指標として入ってもいいのではないのかと思います。
- ・ 宮脇会長：1 点教えてください。自治体経営の 3 ページ目の目的のところ、増大する業務量に対応するためというところに少し違和感があるということですか。
- ・ 速水委員：というか、これの行政サービスとの整合性が取れないのではないのかと思います。
- ・ 宮脇会長：もう少し具体的に教えていただけますか。
- ・ 速水委員：行政サービスを向上することをいわば目的として民間活力を活用するのか、行政の業務量を減らすために民間活力を活用するのか、これが分かりません。
- ・ 宮脇会長：分かりました。そういうご質問です。行政は教えてください。
- ・ 市長公室次長：はい。それでは今のご質問に対して、市長公室からお答えします。まず 1 点目は、苦情処理の例えば体制をきちんとし、その件数を指標にしたかどうかというご意見につきましては、もともとはあまり苦情が出ないような形で今書いたのですが、委員のおっしゃることも踏まえて、次回までに少し考えて御報告させていただきたいと思います。内容については少しまた考えさせていただきます。
- ・ それから 2 点目は、民間活力の活用というのか、要は何で見るのかということなのですが、これは実は最終的には市民満足度の向上であります。そこに例えば効果はどうやって測るかということですが、それはやはり市民サービスの向上と、もう 1 点は経費削減、事務の効率化と、この 2 つで構成されています。要はこの 2 つの効果を期待して民間活力を活用することですので、両方という答えになります。
- ・ 宮脇会長：後半部分のところなのですが、この 3 ページ目の目的のところ、増大する業務量に対応するためというこの文言が、どうしても行政中心の、行政の仕事が忙しいので民間に回します、といった、そういう読み方が中心になってしまうのです。
- ・ 市長公室次長：確かに、そこの「増大する業務量に対応するため」だけを見ますと、明らか

に事務の効率化、経費削減の観点だけなのですが、その前に「多様化・複雑化する市民ニーズ」というものがあります。本来いろいろな民間活力をやることによって、いろいろな便宜を用意して市民サービスを上げるということもありますが、その目的について、今これだけ見ますとコスト削減としてしか見えませんので、ここは次回までに考えさせてください。

- ・ 宮脇会長：多様化・複雑化するというこの文言が掛かるのは市民ニーズですよね。だから、先ほどのご指摘のように、確かに業務量を効率化していくというのは財政的な負担を軽減していったら、それが市民に還元されるというのは、これは当然あり得る話なので、その辺も含めてもう少し分かるような表現にさせていただくと、それから、先ほどのその苦情の件というのは、具体的に考えていただけると考えてよろしいですか。
- ・ 市長公室次長：それについては、例えば私たちはこういう考えですのであえて指標を置きませんというのか、いや、確かに委員のおっしゃるとおりですからこうやってやりますというのか、少しお時間をいただいた上で、次回までにご報告したいと思います。
- ・ 宮脇会長：分かりました。よく行政で「考えている」というのは「やらない」という言葉になるときがあるのですが、そうではないでしょうか。
- ・ 市長公室次長：いえ、そうではありません。
- ・ 宮脇会長：分かりました。はい、どうぞ、よろしくお願いします。
- ・ 落合委員：今の同じ部分ですけれども、やはり民間活力の導入ですとか委託ですね。この場合、やはり受託は受ける側からしたら営業ですし、金儲けですので、そういう部分と、渡す側の市側でいけば丸投げみたいになります。そういう関係でいくと、結局委託が増えれば増えるほど市役所の実力は落ちるわけです。設計するのも、管理する部分も、いろいろな面でノウハウが民間に流れ出るとか、そういった部分がどんどん進んでいくと、やはり業者の顔色を見ながら仕事をするようなことになりかねませんので、やはり一番基本になる部分は、経費が節減できればいいと。何でも委託に出すということではなくて、やはり自分で実力をつけて、よく研究して、基本的な部分は絶対外注しないという姿勢をきちんと持っていたかないと、今は行政イコール外注委託というふうになりかねませんので、やはり留意して、基本部分はなるべく市側で持つと。発注者側で持つと。そういうことの部分を、やはり意識を持たないとどんどん民間に流れてしまうという感じがします。以上です。
- ・ 市長公室次長：ただ今のご指摘はごもっともでありまして、私どもも民間委託ありきではなく、従いまして、今年の1月に民間委託の推進に関する指針ということで、一応、内部としてその指針を定めております。その中でどういったものを業務委託すべきなのか、あとは組織運営するののかという判断の中で、判断基準としては1点目に市民サービスが維持または向上するか。まずこの観点です。それから2点目に、人件費等の経費節減や事務の効率が図れるか。3点目に、外部の専門知識や技術の活用を図れるか。最後、4点目、今のご指摘はこのことだと思うのですが、行政責任を確保できるか。行政としての責任をきちんと担保できるかという、この4点を判断基準に置いておりますので、落合委員の懸念については、内部的には統一した指針を持って今後の委託については考えていきたいと思っておりますので、お願いします。

- ・ 落合委員：はい。了解しました。
- ・ 宮脇会長： はい、ありがとうございます。その他ございませんか。
- ・ 長田委員：はい。
- ・ 宮脇会長：はい、お願いします。
- ・ 長田委員：基本施策の展開方向 1 の手段①で、社会保障・税番号制度を活用してコンビニなどで、住民票などの書面交付について検討を進めますということですが、この社会保障・税番号制度というのは現在、市民に付与されているかどうかというのが少し分からないことと、この仕組みについて、住民票などの「など」の中に何が含まれているかというのをお聞きしたいと思います。
- ・ 宮脇会長：これは簡単にご説明いただけますか。
- ・ 市長公室次長：はい。ただ今のご質問の社会保障・税番号制度であります、いわゆるマイナンバー制度といわれるものでありまして、これについては平成 27 年度中に番号が通知され、平成 28 年 1 月以降、可能なところから順次していくということで、現在のところはこの社会保障・税番号制度の運用はまだされておりません。28 年以降に順次活用されていきますので、市としてもこのマイナンバー制度を活用しますと、要はこのカードによって本人確認できますので、コンビニに行って本人確認できた上で住民票、それからその他、何かというご質問であります、今考えられるのが、例えば印鑑証明であるとか、そういったものを市役所へ行かなくてもコンビニで、平日に限らず夜遅くだったり、市役所の開いている時間以外にコンビニで住民票、印鑑証明などが取れるというのを今、考えております。
- ・ 長田委員：今の件に関して、一宮市は住基カード、これを利用して、もちろん住基カードを持ってないといけないので、これは交付してもらって、これを持ってコンビニでやっているわけです。これは去年の 10 月から実際運用しているということで、今、1 カ月に 2,000 名ぐらい利用しています。これは一宮の広報に出ているのですが、印鑑証明、戸籍抄本、それから、戸籍の附票、住民票の 4 種類ができます。この住基カードを使って、コンビニエンスストアも今、セブンイレブンとかサークル K とか、いろいろとあるのですが、全部のコンビニでできます。県外も利用できます。なので、北海道の人でも東京の人でも利用されておることです。しかも発行の手数料が市役所でやる半額で利用できるということで、非常にこれを利用する人が多いということです。今、言われたのは 28 年ということですが、そんなに遅くまで待つのではなく、住基カードというのは今、発行されているものですから、一刻も早く住民サービスの一環として取り入れていただきたいと思っております。
- ・ 市長公室次長：今ご指摘のように、一宮市では住基カードを使ってコンビニでの交付ができるということは私も承知しております。住基カードというのは何年前前にできて、小牧市ではまだ普及が遅れておりまして、そういった中でコンビニでの交付を考えたときに、住基カードを使ったいわゆる従来システムでやるのか、何年か先にマイナンバーという新しい制度が出ることを考えますと、私どもとしては今、従来システムの住基システムを使ってコンビ

ニ交付をするよりは、マイナンバーまで待った上でサービスを開始したい。効率的な資金の投入の仕方としてはそちらが適していると判断しまして、長田委員のおっしゃるとおり、一刻も早くというのは重々承知した上で、マイナンバーまで待とうというのが今の考えです。

- ・ 長田委員：市民サービスといえば一刻も早くやるというのが市民サービスだと思うのです。今言われる社会保障・税番号を待つまでもなく、もうすでにあるその状況で、その番号が発行されればそれに転換するようなこともその時点で考えてもらえばいいと思うので、一刻も早くこれを取り入れるように私のほうから要望したいと思っています。以上です。
- ・ 宮脇会長：できるだけ早い対応をお願いしますということですが、実は住基ネットの場合は少し問題がありまして、それを使うかどうかというのは住民の個々人の判断によっているものですから、要するに網羅性がないのです。マイナンバーのほうは、今年成立しまして、これは全員に付与されますので、それですと全体的に活用できます。自治体によってその住基番号を持っている住民がどれぐらい居るのかによってかなりサービスの質が違ってきてしまうのですけれども、そうは言うものの、できるだけ早くこういった対応をしてくださいという、それはごもっともです。そういうご要望だということで、行政のほうはしていただければと思います。
- ・ その他、いかがでしょうか。はい、お願いします。
- ・ 原委員：今、ここで論じられております民間活力の活用というのは、今のこの文脈の中では、あくまでもその行政サービスの向上という視点で論じられております。ですが、今、この文章全体を通して言えることは、民間活力の活用というものは、ほぼイコール外注化なのです。だけれども、民間活力の活用というのは、今のその外注化という外に対する話と同時に、あるいはそれ以上に重要なのは、行政の中において、いかにして民間手法を活用して業務を効率化するか。従って、それで業務の増大に対して少しでも対応するかという視点がどうも僕は抜けているような気がするのですが、どうでしょう。
- ・ 宮脇会長：そのとおりだと思います。その点については、基本施策 31 の行政運営でこの後、ご議論いただくことになりますけれども、こちらのほうでどのぐらいそれが組み込まれているのかというところでぜひご議論いただきたいと思います。ご指摘のとおりで、民間化といいますと外出しすることが基本的な概念になってしまうのですけれども、行政の内側において、そういう民間のいろいろなやり方というのをもっと導入して、行政自身がもっと質を高めていきたいと思いますというのは、これはごもっともの視点です。それは主に行政の運営で取り上げていると思いますので、この後ぜひご議論いただきたいと思います。
- ・ その他、いかがでしょう。あと地域協働のところもございます。こちらでご覧いただきまして、ご意見をいただきたいと思います。はい、お願いします。
- ・ 林委員：すみません。地域協働で、展開方向 2 の中の指標の下段ですが、自治会加入率とあります。今、自治会に入っていない人がすごく多くなっていると聞きますけれども、この場合に自治会加入率というのは、その地域協議会に入っていない自治会の加入率なのか、自治会に入っていない住民の率なのか、教えてください。
- ・ 宮脇会長：はい。これは教えてください。

- ・ 市長公室次長：はい。ただ今の質問の自治会加入率の件ですが、これはあくまでも市民の方にアンケート調査した際に、「あなたは自治会に加入していますか」ということでありますので、従来の、「現行の区に加入していますか」という率になります。区の加入率で結構です。
- ・ 林委員：はい、分かりました。それで、その区の加入率、住民の加入率なのですが、区単位のコミュニティー組織の支援をするのに、この地域協議会の設立といったことがその自治会に入っているという加入率に関連するというのは、どのような関連性があるのでしょうか。
- ・ 市長公室次長：ここですが、まず地域ということから言いますと、現在どこの自治会でもそうなのではけれども、自治会の加入率が減少傾向にあることが非常に大きな問題であります。これは例えば一人住まいが多かったり、なかなか難しいところではあると言いながらも、やはりそこは地域の一員でありますので、地域で何かやっていくときにその人たちをよけるというわけにはいきません。行政がいろいろな施策を打っていく中で、上がっていけば、それが間違っていない方向だということが測定できるという意味合いで、地域協働の中の一番大きな、分かりやすい指標として、自治会の加入率をこのコミュニティー活動の推進の中に入れております。
- ・ 林委員：ありがとうございます。
- ・ 宮脇会長：はい。その他、ございますでしょうか。
- ・ 室井委員：はい。
- ・ 宮脇会長：はい、まず室井さん、どうぞ。
- ・ 室井委員：地域協働についてですが、現況と課題の３番目です。こんな状況で、今後も引き続き市民、職員が双方に対する意識啓発や、市民と行政が同じ課題を共有して協議する場を設けるとあります。これが、その施策の展開、協働によるまちづくりの環境のところで反映していただきたいと思いますが、具体的にその手段の中にこれに関することが記述されていないように思いますので、できればこの手段のところのどこかにそんな形の答えを入れていただければなと思います。
- ・ 市長公室次長：はい。ただ今、ご指摘ありました、今後、引き続き市民、職員の双方に対する意識啓発やこういった協議する場ということですが、これについて、きちんと手段で明記してほしいということですので、次回までに入れるところがあるかどうか、また検討させていただきます。また次回御報告させていただきます。
- ・ 宮脇委員：肥田野さん。
- ・ 肥田野委員：はい。全体が分かる指標になります。区、自治体で開催する活動に参加したことがありますかという質問は、展開方向２のコミュニティー活動を推進します、こちらに落とされたらどうかということが１点です。それから、展開方向１の中の協働提案による事業実施数が指標として掲げられていますが、協働提案は市民活動提案型と、行政提案型と市民提案型の確か３つありました。この３つは分けられたほうが、実はその問題点が非常に分か

りやすく、これからも対応が考えられるのではないかと思いますので、ぜひ 3 つに分けていただきたいと思います。

- 宮脇会長：はい。これはぜひ分けていただいて、整理をしていただければと思いますが、何かご説明があればお願い致します。
- 市長公室次長：はい。まず 1 点目の件です。1 点目は指標の位置が展開方向とあわせたほうがよいのではないかと検討させてください。それから、今ご指摘のありました協働提案事業の話なのですが、確かに 3 種類あって、やはりきちんとそれぞれ分けて持つべきということも思うところがありますので、またこれも次回までに考えて整理して出させていただきます。
- 宮脇会長：はい。よろしくお願い致します。
- 上坂委員：はい。
- 宮脇会長：はい、ではマイクをどうぞ。
- 上坂委員：私は以前からこの地域協議会というものを作らなくてはいけないと思っていたのですが、まず、これはいつ頃からこういう考え方が出てきたのかということと、なぜもっと早くこういう考え方にならなかったのかと思います。それからもう 1 つは、区単位でやっていますと、どうしても限界があるということを行政のほうで気付いたと思うのです。区長を集めて、いろいろ指示したり、連絡したりすることが限界だと気付いたからこれが出てきたのではないのでしょうか。それからもう 1 つは、この協働によるまちづくり、環境を充実しますというところの指標の 1 つ目です。自治基本条例を知っている市民の割合となっておりますけれども、本当にこの自治基本条例を市民は知っているのでしょうか。私はよく分かりません。こちらの指標の説明によりますと、回答した市民の割合となっておりますけれども、要するに言葉だけ知っているのか、中身まで知っているのかということなのですが、この辺のところはどういった指標の説明になっていますか。
- 市長公室次長：今、二点ですね。まず 1 点目の地域協議会です。こういった制度は結構ですがいつ頃からこういった発想になったかという点につきましては、当然、今、委員ご指摘のとおり、区の活動の限界を皆さんうすうす感じているところではありますが、具体的に地域協議会という制度を具体化させようとしたのは、今の市長が選挙のマニフェストで掲げて市長になってからのものであって、今現在、制度方針を作って、今年度中に設立が 2 カ所程度できたらということで今進めております。
- それから 2 点目の自治基本条例でありますけれども、自治基本条例につきましては現在、自治基本条例のあり方研究会というものが市民の方たちで立ち上げられて、今年の 8 月に提言書をいただきました。市民の方々と自治基本条例のもととなるものを作っていただき、今、提言書をいただいた上で、今度は具体的に条文化していく、起草会議を立ち上げて、庁内会議を立ち上げながら、最終的に今は平成 27 年の 6 月施行を目指して、今、準備を進めております。自治基本条例というのは当然、行政・市民・議会を含めた形で、いわゆる市の憲法に近い形、皆さんの思いを詰め込んだ条例となりますので、これは何年もかけて、市民の方も巻き込んで、議会の方とかいろいろな方を巻き込んで作っていきます。当然、作ったものは

作ったらおしまいではこれは意味がないものですから、作ったものについて実践するとともに皆さんに知っていただくということで、恐らく、今後、計画期間の 5 カ年中にはできますので、それを今回広げていくという意味合いで指標を置いています。以上です。

- 宮脇会長：はい、どうぞ。
- 長田委員：同じ自治基本条例についてです。今と同じような意見になりますが、この計画を少しネットで見ますと、これは 26 年度の 3 月となっています。この 26 年度は、ちょうど 7 月 1 日で市制 60 周年となり、記念行事の一環としてこれを一般市民に公表しますということになっています。現在、第 6 次の総合計画を策定していると、計画を出している中に、これは間に合わないわけです。この辺について、どの程度まで市民に知らしめるかというのと、自治基本条例について、広報などに PR していますということで、確か 9 月の始めと先月の 2 回ほど、そういう条例についての協議会をやっていますというような発表があつて、広報に載っています。せっかくこういう基本条例を知っていますかというアンケートを指標の中に入れているのであれば、広報の中に今審議しているようなもの、またはその中に基本条例を作るためにこういうふうに考えていますという内容を広報の中に入れられないものか、もっと PR をやってからこの指標の中でアンケートを採って仕事をするとしたらどうかと思いますが、その辺についていかがでしょうか。
- 市長公室次長：今ご指摘のとおり、この今の新基本計画ができたときには、条例がまだできていませんので、確におっしゃるとおりです。この計画期間中に条例ができますので、事前に指標を設定しておいてということです。ですから、現状値というのはバーということで数値を表せないですが、きちんと指標を置いた上で、自治基本条例を作り込みながら、後々その PR ということに関しましても、広報、ホームページだけではなくて、いろいろな機会を捉えて、広く知らしめたいということを考えていますし、知っていただきたいと考えておりますので、計画ができたときに条例はできておりませんが、5 カ年のうちにできるという見込みで、指標だけ置かせてください。そういう意味合いで理解をお願い致します。以上です。
- 長田委員：市で考えておるものについては、ホームページの中にこの基本条例についての基本的なことについては、こういうことを考えて、こういうふうに活動してこうですというような案内があると思うのですが、それを広報に、その要約したものを広報に入れて PR したらどうかということです。
- 市長公室次長：それはもちろんです。今、もともと提言書という形で出てきていますので、今後、作り込む中で、随時、折を見ながら、ポイント、ポイントでは市民の方々に広報やホームページを通じてお知らせはしてまいります。いきなり「できました」という形では致しません。今、委員ご指摘のとおり、ポイント、ポイントで、いろいろな形で市民の方に周知していきますので、お願いします。
- 宮脇会長：はい。その他、いかがでしょうか。
- 稲垣委員：はい。
- 宮脇会長：はい、お願いします。

- ・ 稲垣委員：少しお聞きしますけれども、5 ページの目的、下の段の目的です。各地域が抱えるさまざまな課題について、地域住民自らが主体となって解決に取り組むなど、地域活動の充実を図りますというところの、地域は今、どんな問題を抱えているかという課題ですけれども、市としては今、地域がどんな問題を抱えていると考えておみえになるか、これをお聞きしたいと思います。
- ・ 市長公室次長：はい。ただ今の、市として地域が抱えるさまざまな課題という記述について、市としてどう考えているのかということですが、これについては、ここに書いてあります、「各地域が抱える」と書いてありますので、行政として、小牧市全体としての当然課題解決という形もありますけれども、小牧市の中は広いですから、新興住宅地もあれば農村的なところもあったりすると、それぞれ小牧市の中で、それぞれ各地域によって課題が異なるのではないかと、こういうことを考えております。そうすると、それについては、それぞれの地域がその課題出しをして、自らが課題解決に当たるという、いわゆる補完性の原理というのがありまして、物事を決定したり、やっていくときに、できるだけ小さい単位のほうがいいでしょうと。できないことは大きな団体、大きなところでやる。ということは、小牧市のそれぞれの例えばこの地域の中での問題はまず地域で解決したほうがいいけれども、できないものは市でやりますよというスタンスということです。この補完性の原理からいうと、あくまでもこれはそれぞれの地域で違うでしょうという意味合いで記述してありますので、市としてどうですというわけではないものですから、ここら辺は理解いただきたいと思います。
- ・ 稲垣委員：少しその件ですが、地域によっていろいろというお話ですけれども、今、市のほうへ苦情として上がってきておるような課題はありますか。例えば、地域ごとにその差が出てきておりますか。
- ・ 市長公室次長：それはご承知のとおり、直接的には区長会からの要望という形で前にいただいておりますが、その中で具体的にこの地域はこうだということを私どもは分析しておりません。しかし、やはり恐らくそういうものはあるだろうということで、こういった記述をしております。具体的な分析は出していないですけれども、それはよく見れば、やはりそれぞれ傾向があるのではないかとというぐらいです。実はそれは各地域で皆さま方が具体的に話合って出されるべきではないかと思うので、具体的に今、行政はつかんでおりません。以上です。
- ・ 稲垣委員：その件ですけれども、それほど行政が心配することもないのではないかと、そんなふうにも思うのです。ここにさまざまな課題という、少しややこしい文章がありますけれども、そう地域で困っておるようなことはあまりないのではないのでしょうか。地域には有能な人が結構潜在しております。先ほども区の活動が限界にきておるというような話もありましたが、そんなことはないと思うのです。限界だから地域協議会というのを立ち上げるのではなくて、今よりもよくするために地域協議会というものを立ち上げていく、その地域に立ち上げようという意欲のある人が立ち上げるという形のほうが私は将来的にもいいのではないかと、こんなふうにも考えております。以上です。
- ・ 宮脇会長：この件は、恐らく行政側が言っていることも同じようなことを言ってらっしゃる

- と思うのです。先ほど補完性の原則という硬い言葉が出てきましたけれども、まず家族で対処できることは家族でやりましょう。家族でできないことはコミュニティでやりましょう。そのコミュニティというのがこの言葉になって入っていて、コミュニティで自主的にできないことについては行政でお願いしようという、そのコミュニティでの対処のところについて、ここで書いていただいている、今、委員からございましたように、それは自主的にやっていくべき話ではないか。原点はそうだと思います。それについて、行政としてもやはりそこが重要ですよということでこういうところにお書きいただいているということで、やはり自主的に地域からそういう動きというのを出てくるというのが原点であるというのは委員のご指摘のとおりですので、そういう読み方の中で整理をしていきたいと思います。
- その他、いかがでしょう。よろしいですか。というのは、今日、いただいているのが4時までという時間なのです。それと同時に、今、議論してきたところですが、この2つですね。1つが行政サービス、それから地域協働。これについても行政に検討をお願いしている部分があると思います。それで、次回、市長の戦略編、議論をさせていただくわけですが、少し委員の皆さまにもお願いがあります。1つは、今の2つの部分、それから行政運営、財政運営の部分、ここについて、次回、時間を割いてやはり議論する必要があると思っています。ただ、市長の戦略編のところも、より重く議論をしていかなければならないところですので、大変恐縮ですが、今日のこの自治体経営の4つの部分について、取りあえず、この1週間でもう一度読んでいただきまして、何かこういう点に問題があるのではないか、こういう点について自分として確認しておきたいというようなことがあれば、事務局のほうに来週の火曜日ぐらいまでにメールなり、電話なりで一応、お伝えいただけるでしょうか。もちろん、そこで言うておかないと発言できないとか、そういう話ではなくて、議論の効率性というのでしょうか。議論をより充実させるためにそういうお願いをしたいということがございます。来週いただいている2時間の中でどういうふうに配分してこの問題というのを整理していくか、少し私のほうで検討させていただきたいと思っております。ですから、今日の審議会では先ほどの第1部会、それから第2部会。ここの部分についてはこの総会として修正点を含めて了承したというところで確認を取らせていただき、そして今日新たにご審議いただいたところについては、再度、これは行政のほうにもお願いしている点がありますので、次回、ご議論いただく中で、最終整理をしたいと思っております。大変委員の皆さまにはご負担をおかけしますが、よろしくお願いしたいと思います。
 - それでは、今、整理致しましたように、基本計画についての本日の審議というのはこれでいったん区切りをつけさせていただきたいと思います。事務局より何か連絡事項等ございましたら、お願い致します。
 - 市政戦略課長：それでは、事務局よりご連絡を申し上げたいと思います。次回の審議会の日程でございます。お手元に次回11月15日金曜日の審議会の開催のご案内をお配りさせていただいておりますが、第2回の審議会でご案内致しました開催時間から変更がございます。その折には、1時から3時とご案内を申しましたが、1時間半繰り下げまして、2時半から4時半までに変更をさせていただきたいと思います。こちらの事情により変更をさせていただきたいということで、大変申し訳ございませんがよろしくお願い致します。
 - 会場でございますが、会場につきましてはこちら、本日、東市庁舎5階大会議室お越しいただいておりますが、次回、会場、元に戻るような形になりまして、新庁舎6階の601会議室にて開催をさせていただきます。お間違いのないようお願いしたいと思います。来週の火曜日までに事務局に、本日、ご審議をお願いしております施策につきまして、ご意見、ご質問など、お届けいただけましたら、整理をさせていただいて、次回の審議会に臨みたいと考

えております。なお、そういった審議内容とまた別に、市長出席の上、市長戦略についてご説明を予定致しております。また、今お話ししたこと以外にもお気付きの点があれば、事務局にお届けいただければと思います。以上でございます。

- ・ 宮脇会長：はい、ありがとうございます。今、事務局からもございましたように、本日いただいた意見については行政、事務局と整理をしつつ、できるだけ整理をした中で次回の委員会では委員の皆さまにお諮りしたいと思っております。それと、今日の審議会の中でも委員の皆さまからご質問いただきましたけれども、再度お願いしたいのは、この審議会では委員の皆さまの審議の中で基本計画、特に施策以降のところについてはおまとめをいただき、3分の2ぐらいですけれども、了承をいただいております。これを踏まえて市長の戦略編。このことの考え方の違い、あるいは同じところ、あるいはわれわれの考え方との間でどういう整理が必要なのか。そういうことを来週、この場で市長と直接ご議論いただきたいと思います。従いまして、市長戦略編というのをわれわれのところのこの議論というところにそのまま引き取るということではなくて、きちんとこの場で議論をする中で、われわれの考え方をぶつけていくという形にしていいただければと思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。
- ・ それではこれで審議を終了致しますので、もう一度事務局のほうにお返し致します。
- ・ 市政戦略課長：それでは長時間にわたりご審議を賜りありがとうございました。これをもちまして第4回総合計画審議会を閉会致します。お疲れさまでございました。

5 閉会